

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 29 年 9 月 26 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 27 分
出席委員名	◎西山 則夫 ○野口 佳子 鈴木 豊司 野崎 隆太 福井 輝夫 辻 孝記 黒木騎代春 工村 一三 世古口新吾 浜口 和久 議長
欠席委員名	—
署名者	鈴木 豊司 野崎 隆太
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第 82 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について (総務政策委員会関係分) 議案第 83 号 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 制定について 議案第 84 号 伊勢市市税条例等の一部改正について 議案第 85 号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について 議案第 110 号 平成 29 年度伊勢市一般会計補正予算 (第 2 号) (総務政策委員会関係分) 議案第 111 号 二見町今一色津波避難施設新築工事 (建築工事) の請負契約の変更について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、課税課長 環境生活部長、人権政策課長 情報戦略局長、財政課長 その他関係参与

審査経過

午前9時58分、西山委員長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、会議録署名者に鈴木委員、野崎委員を指名。その後、直ちに議事に入り、去る9月11日の本会議において審査付託を受けた「議案第82号伊勢市附属機関条例の一部改正について 中、総務政策委員会関係分」外5件を審査し、議案第82号については、賛成多数で原案どおり可決すべしと決定し「議案第83号」外5件については、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしとそれぞれ決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午前9時58分

◎西山則夫委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

鈴木委員、野崎委員の御両名をお願いをいたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月11日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました6件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりでございます。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

【議案第82号 伊勢市附属機関条例の一部改正について（総務政策委員会関係分）】

◎西山則夫委員長

それでは、条例等議案書の1ページをお開きください。

「議案第82号 伊勢市附属機関条例の一部改正について中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

当委員会関係分は、2ページから3ページの、伊勢市人権映画祭実行委員会及び伊勢市人権映画祭選考委員会でございます。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回ですね、附属機関としてこの実行委員会と選考委員会が設置されるわけですが、少し人権映画祭についてお聞かせをいただきたいんですが、映画祭そのものは、単年度事業、それで毎年実施をするということでしょうか。

◎西山則夫委員長

人権政策課長。

●江崎人権政策課長

今、委員仰せのとおり単年度事業でございます、今年で3回目となります。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

そうしますとですね、委員さんの任期なんですが、委嘱任命された日からこの人権映画祭が終了した日までということになっておるんですが、この10名の委員さんにつきましては、毎年、委嘱任命をされるわけですか。

◎西山則夫委員長

人権政策課長。

●江崎人権政策課長

はい、そのとおりでございます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私ですね、なぜこの附属機関の位置づけが必要なのか、その辺ちょっと理解できないんです。といいますのは、いろんな事業を実施する場合ですね、実行委員会を組織して、その実行委員会そのものに行政の方から委託をするような形をとられておりますよね、ずっと。ですので、今回、この附属機関に位置づけをして、その辺のところが変わるのかなのか、予算的にもどうしていくのか、その辺、変更があるのであればですね、教えてほしいと思います。

◎西山則夫委員長

人権政策課長。

●江崎人権政策課長

ただいまの委員様のお答えでございますけども、この映画祭、今回3回目となりますけども、今までの募集としましては、県内のみの募集でございました。ですので、課内で、いろいろ、協議して進めてまいりましたけども、今年度から、その県内という枠を外しまして、全国的に募集をかける形にします。ですので、条例上でも実行委員、選考委員というふうなもの、明記しまして、募集かけているところでございます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。ちょっとよく理解できなかつたんですけど。

それとですね。この実行委員会と選考委員会二つの設置をされるということなんですが、構成を見たときに、全く一緒なんですよね。わざわざこれ二つに分ける必要があるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

人権政策課長。

●江崎人権政策課長

はい、この構成としては、同じような形なんですけども。

個人的な人として、別々でございます。

実行委員会といいますのは、その映画祭をどのようにしていくかということを実行していく、委員会でございます。

選考委員会といいますのは、皆さんがつくっていただきました映画が、集まってまいりましてから、これを皆さんに上映するのに値するものかどうか、人権に値するものかどうかというふうなところを、専門的な方に選考していただくというふうな形で、二つ設けております。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

えっとですね、附属機関これ地方自治法に規定をされておるんですけど。

実行委員会の所掌事務を見たときに、実行委員会と申しますのは、映画祭を企画運営をしていただく。それが実行委員会かなというふうに思うんですけど、それに加えて、調査、審議に関することというような、取ってつけたような感じで規定されておりますので、この辺すごくひっかかるんです。

わざわざ附属機関にするために、調査、審議に関することというぶつけたんかなというふうに思っておるんですけど、その辺どうですか。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長

法制的な立場からちょっと話をさせていただきます。

調査、審議ってということについては、この人権の映画祭をどのようにやっていくか、その企画を立案し、この主催は伊勢市ですんで、あくまでも伊勢市が開催していくにあたって、どういう企画をしていったほうがええか。そんなあたりから諮問して、実際、ことしはこういう方向でこういう運営をしていたほうがいいという、そういうあたりを審議していただくということで、このようにさせていただきます。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後に一点すみません。この人権映画祭そのものは、従来の形のように、実行委員会に委託をすることなく、市直営でやっていくということで理解させてもらってよろしいですか。

◎西山則夫委員長
人権政策課長。

●江崎人権政策課長

はい、そのように御理解いただいて結構でございますので、ご理解よろしくお願いたします。

◎西山則夫委員長
他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に発言もないようでありますので、以上で議案第82号中総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第82号伊勢市附属機関条例の一部改正について中、総務政策委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第83号 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について】

◎西山則夫委員長

次に、11ページをお開きください。

11ページから24ページの「議案第83号 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を御審査願います。

発言はございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この条例は、一般民間人を対象とするものではなく、保育士を確保のためということ、この間の御説明では、伺ったんですけれども、そういう主旨だけに、今回の条例は、使われるのかっていう点でちょっともう少し教えてください。

◎西山則夫委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

今回の条例制定におきましては、任期付の職員を採用するためのものとして、発端としたしましては、先日のほうから御説明をさせていただいております、保育士の採用を発端としております。

ただですね、条例制定の中でですね、保育士以外のものは採用しないのか、ということではございませんでして、あらゆるこういうふうな、任期付の職員が採用が必要となった場合には、それはそれで、その際に検討してまいりたいという考えでございます。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。ですから、保育士だけではなしにいろんな応用が利くと、将来の可能性としてあるということだと思います。

条例の第3条の4行目に採用の方法について、選考により採用することができるというふうに書いてあるんですけども。

これは競争試験を行うっていう意味かどうか。その辺についてちょっと教えてください。

◎西山則夫委員長
総務部参事。

●西山総務部参事

第3条の規定につきましては、高度の専門的な知識経験、すぐれた識見を有する者との採用になります。

例えばですけれども、よくこの条例で採用されている事例といたしましては、例えば弁護士さんとか、そういったものがございます。

この趣旨はですね、専門的な、知識、すぐれた識見を活用していただくというものでございます。

そういう意味からいきますと、基本的にはもちろん公募が前提となると思うんですけれども、選考によって採用する、というふうなことが主に趣旨になってくるというふうには考えております。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

ということは、試験をしてやるっていう、私から見たら公平に選ばれるっていうんじゃないに、市が、あるいは市長がこの方っていうことで、採用がされるっていうそういう意味だということによってよろしいでしょうか。

◎西山則夫委員長
総務部参事。

●西山総務部参事

あくまでも求める専門職につきましては、公募をさせていただいて、その中で選考をしていくという趣旨でございまして、一個人を特定して採用してしていくという趣旨のものではございません。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

法律の流れがこういうふうになつるといふふうにはちょっと聞いているんですけども。

ちょっとわかりにくいのは、そうしますと、本来果たすべき公正、中立、全体の奉仕者としての役割を果たすという意味で、その選ばれる過程が余りにもちょっとよくわかりにくくて、情実人事が入り込むような余地があるようにも見えるんですけども。

そういったことは、認識としてはないんでしょうか。

◎西山則夫委員長
総務部参事。

●西山総務部参事

公募する際ですね、要件であつたりとかそういったものですね広く周知をさせていただく、選考に際しましても、特にこういった趣旨の職員を採用する場合には、政策的な絡みも出てくるかと思えます。

議員の皆様、市民の皆様、広く監視下のもとに置かれるべきであると考えますし、そういった恣意的なものが働かない、運用しなければならないと考えております。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。この任期付採用者の総枠、これはどっかで規定されるのでしょうか。

◎西山則夫委員長
総務部参事。

●西山総務部参事

総枠というベースは、あれなんですけども、当然必要となる人員をですね、募集要項でお知らせをしていくということにはなります。

○黒木騎代春委員
黒木委員。

○黒木騎代春委員

この現行の一般職員の定数、それとの関係で、この枠に入った人は、どういう関係になるのかということをお教えください。

◎西山則夫委員長
総務部参事。

●西山総務部参事

常勤雇用の場合は、当然、定数に入ることをございます。

○黒木騎代春委員
黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。ちょっと今聞いた範囲内では、この条文自身がですね、非常にどのように専門性とか、いろいろ言葉が私らから見たら非常に抽象的で語弊的でないし、試験を行って、採用の人が決まるというわけでもないんで、この不透明さが伴う内容だなんていうふうに思いますし、今言われましたように定数との関係でも、この採用された方が定数に含まれるということになると、伊勢市の一般職員の定数が際限なく削減される、そういう可能性もあるのではないかなということで、伊勢市として本当に公務の役割しっかり安定的に果たしていただくということに、非常にまずい影響が出てくるように思います。

そういう意味で、ちょっとなかなかわかに了解し難い内容だなんていうふうに言わしていただいて終わります。

◎西山則夫委員長

他に御発言、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回のこの提案なんですけど、この提案の仕方ですね、従来と少し異なっておるのかなというふうに思っておるんです。

これまでは協議会等で報告をいただいて、内容を説明してもらったあとですね、本会議に望んでもらっておったのかなというふうに思っておるんですが、その辺ちょっと違うような気がしています。

そこでですね、この制度の創設といいますか、条例提案をするまでのプロセスといいますか、どのような議論がなされて今回提案に至ったのか、その辺の経過を少し説明していただけないですかね。

◎西山則夫委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

この制度の導入に際しましてまず発端となったのが、待機児童対策、保育士確保、また保育所の安心安全や円滑な運営、こういった部分で任期の付いた正規のもちろん職員なんですけど、任期の付いた職員を採用する。これが最適というふうなことが、結論に至りました。

その中で、そういった職員を雇うに必要な条例として、制定をさせていただいたものがあります。

また経緯につきましてはですね、もともとこれは、任期付職員というのは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というものがございます。この中で、条例制定により任期の付いた職員を採用することができるということで、そのままの制度を法律の範囲で活用させていただく、ということで今回上げさせていただいたという経緯でございます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回ですね、私このことを知りましたのは8月末の市長の定例記者会見があつて、翌日の新聞で見さしてもらったんですが、その時の内容ではですね、公立保育所におきます保育士の確保対策として、導入するんやというような記事だったかと思います。

その時に、載っておったのが保育士が288人勤務されておりますと、その中で、174人、60%ぐらいになるんですが、174人の方が委嘱あるいは臨時の方であるというような記事でございました。

長年にわたつてですね、嘱託等の身分で勤務いただいていた方、たくさんおみえになると思うんですが、その方たちとの今回たいへん有利な制度やと思うんですが、格差が生じないかどうか、その辺の認識と、あと長年勤めていただいていたこの嘱託臨時職員さんの、モチベーションの低下につながらないのかなというそんな心配もするんですが、その辺はいかがですかね。

◎西山則夫委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

何といいますか、まずこの目的はですね、保育所の運営に際しまして、担任を正規で雇うと、これが一つの目的でございます。

それにつきましては、安心安全の保育であつたり、また、施設の整備計画というのが出させていただいておりますけれども、そういったことを民間へ譲つていくと、いうふうな中でですね、任期を付ける職員が最適であるということでございます。

それで、当然担任業務も担つていただくについてはですね、いろいろ正規職員の役割というものがございます。

保育計画であつたりとかそういったものをきちつと作つていく、逆に非正規であります嘱託保育士については、それ以外ですね、いわゆる、保育従事について専念していただくということで、役割のきちつと差をつけるということがございます。

そういった面から格差という部分、それからモチベーションの低下という部分については、こちら心配していないと、また、現場のお話等々も聞き入れまして、この制度を導入したものでございます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

次のちょっと条文のことでお聞かせをいただきたいんですが、まず8条ですね、号級の

格付の部分で、2項にですね、すごい複雑なことが書いてあって、よくわからない、高度の専門的な知識経験を有するものと、それから同じような形で、特に高度の専門的な知識経験、それが極めて高度の専門的な知識経験というような三つの知識経験3段階になります。

その中で、また業務に関しては、単に業務に従事する、困難な業務に従事する、それから特に困難な業務に従事する、また、特に困難な業務で重要なもの、また特に困難な業務で特に重要なものということで、言葉で書いてもらってあるんですけど、よくこの辺理解できないんですね。

例えば具体的に、例を挙げて説明ができるのであればですね、ちょっとその辺を教えてください。

◎西山則夫委員長
総務部参事。

●西山総務部参事

委員仰せの第8条につきましては、特定任期付職員と言いまして、いわゆる高度な知識経験、識見そういったものを持ち合わせている職員の時限的な採用ということでございます。

七つの区分に分けさせていただきましたですけども、これは国の制度に準じて分けているものでございます。

もうちょっと言いますと国の指定職に合わせたような状況でございます。

個々七つを具体的に、なかなか例示をして申し上げるのは難しいところですけども、特定任期付職員の給与につきましては、高度専門知識、識見、経験の度合い、それから、さらに、業務の困難、重要度に着目して決定をされております。

例えばでございますけれども、先ほども申し上げました弁護士であったり、公認会計士、大学教員、それから研究者、等々それらが実際にですね、どういった知識や意識をもって活動実績がどのようなものか、社会における一般的な評価であったり、報酬、それから、採用をしようとする職の業務内容であったり、困難度、こういったものを考慮して決定をしていくものでございます。

他の事例を申し上げます。例えば、市レベルでは薬剤師さん。これは1号級使っている事例もございます。

また、弁護士につきましては、おおむね3号級から4号給、場合によっては5号級を採用している場合ございます。

いずれにいたしましても現在のところ特に、ここの採用予定はございませんけれども、そういった社会的な評価であったり、他の自治体の事例等を参考に決めてまいりたいというものでございます。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

もう1点お伺いしたいんですが、附則のですね第5項で、病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の中で、特定任期付職員の業務手当が追加をされております。

その中で、特に顕著な業績ということで、書いてもらってあるんですけど、その辺はどういうふうな理解をしたらいいのでしょうか。

◎西山則夫委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

委員仰せの手当は、いわゆる特定任期付職員の業績手当というものとございます。

これにつきましても先ほどの特定任期付職員につきましてもはですね、必要とする、また期待される業績、これかなり高いものやと思うんですけども、さらにそういったものを越えて特に顕著な業績をあげた場合と、そういう場合には、支給ができるものというふうになっております。

例えば、一般的な職員から見れば、いわゆる勤勉手当的なものかなというふうには考えております。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

このあと恐らく額については規定のほうで、規定されるかと思うんですけど、いくら程度を考えておられる。

◎西山則夫委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

この額につきましてもはですね、いわゆる、先ほどの七つの区分がございましてけれども、いわゆる給料月額相当分ということで、条例のほうで規定をさせていただいております。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません、条例で規定をする、どこで、教えてもらえる。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長

法制の面ですので、市長部局のほうは条例で、企業部局のほうは、旧基準の支出条例があつてその下にくる旧規程で定めることになってますんで、所属によって、規定する場所が違うということになります。市長部局のほうで書いてございますが、議案書でいくと17ページの1行目のところになりますのでよろしくお願いします。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

わかりました。

病院につきましては規程で謳うということで理解をさせていただきます。以上です。

◎西山則夫委員長
他に御発言ございませんか。よろしいですか。
暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

◎西山則夫委員長
休憩を解き、審査を続けます。
他に御発言よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

高度な専門的知識能力を持つ人材の養成、確保は原則として専門の研修や公務部内での人材確保や養成に真剣に努力がなされる制度仕組みをつくることを重視して、安易に容易に任期付採用に依拠すべきではないと思います。

そして今回対象とされております当面の対象ですが、保育の職員確保についても、先ほど議論の中でもありましたけども、今も嘱託職員さんに相当な過度な負担をかけて、保育

を一生懸命やってもうとるなかで、そういった方のモチベーションにもかかわる問題です。
職場の現場のそういった合意が十分とれてるっていうふうに私も思いませんし、この条例は、導入すべきではないという立場から反対させていただきます。

◎西山則夫委員長

他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他にないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第83号 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。起立多数と認めます。

よって、議案第83号は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第84号 伊勢市市税条例等の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に、25ページをお開きください。

25ページから31ページでございます。

「議案第84号 伊勢市市税条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

よろしいですか。御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第84号 伊勢市市税条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第85号 伊勢市都市計画条例等の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に32ページをお開きください。

32ページから38ページの「議案第85号 伊勢市都市計画条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

発言もないようですので以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第85号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第110号 平成29年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)中(総務政策委員会関係分)】

◎西山則夫委員長

次に、追加で配付されました補正予算書の8ページをお開きください。

「議案第110号平成29年度伊勢市一般会計補正予算第2号中、当総務政策委員会関係分」を御審査願います。

歳入の審査を一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に1ページにお戻りいただきたいと思えます。

1ページから4ページの条文の審査に入ります。

条文の審査についても条文一括でお願いをいたします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で「議案第110号 平成29年度伊勢市一般会計補正予算第2号中、総務政策委員会関係分」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第110号平成29年度伊勢市一般会計補正予算第2号中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第111号二見町今一色津波避難施設新築工事(建築工事)の請負契約の変更について】

◎西山則夫委員長

次に、同じく追加で配付されました「議案第111号二見町今一色津波避難施設新築工事、建築工事の請負契約の変更について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第111号二見町今一色津波避難施設新築工事、建築工事の請負契約の変更について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時27分

上記署名する。

平成29年 9 月 26 日

委 員 長

委 員

委 員